

# 公 告

## ◎九州旅客鉄道株式会社公告第 9号

旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、2019年1月1日乗車となるものから施行します。

平成30年11月26日

九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 青柳 俊彦

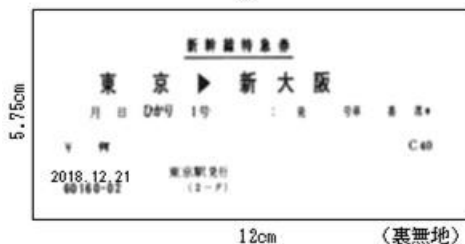
第223条第4号中、様式を次のように改める。

表



同条第5号中、様式を次のように改める。

表



同条第6号中、様式を次のように改める。

表



別表第1号の3を次のように改める。

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間(左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)	
はやぶさ号 はやて号	東京	盛岡 新青森 新函館北斗
やまびこ号	東京	盛岡
かがやき号 はくたか号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

附則  
この公告は2019年1月1日乗車となるものから施行します。ただし、第223条に係る改正については、2018年10月1日から適用します。